

21 経営第3460号

平成21年10月2日

株式会社 日本政策金融公庫
農林水産事業本部企画・統括部長
農林中央金庫代表理事理事長

あて

農林水産省経営局経営政策課長

北海道における日照不足及び低温等による被害農業者等に対する
資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等について(依頼)

天災による被害農林漁業者等に対する融資につきましては、常々格別の御配慮を
いただき厚く御礼申し上げます。

この度の本年夏の記録的な日照不足及び7月中旬以降の低温等により、北海道に
おいては、農作物に多大な被害が発生しており、被害を受けた農業者等においては、
農業経営等に支障を来すことが懸念されているところであります。

つきましては、今次災害による農業者等の被害の実情、農業経営への影響等を十
分御理解の上、被災地における支店及び受託法人※において被害農業者等に対する
資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等が図られますよう、また、被害農業者等
に対してパンフレット等によって丁寧な説明・対応等を行っていただきますよう、
特段の御配慮をお願いいたします。

※日本政策金融公庫のみ記述

北海道における日照不足及び低温等による被害農業者等に対する資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等について

北海道における日照不足及び低温等による被害農業者等に対する資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等について、以下のとおり関係金融機関等に対し通知を发出了しましたので、お知らせいたします。

1 通知件名

北海道における日照不足及び低温等による被害農業者等に対する資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等について（依頼）

2 発出者

経営局経営政策課長

3 発出先

株式会社日本政策金融公庫農林水産事業本部
農林中央金庫
全国農業協同組合中央会
北海道

4 発出年月日

平成 21 年 10 月 2 日

5 内容

本年夏の記録的な日照不足及び7月中旬以降の低温等により、北海道においては、農作物に多大の被害が発生しており、被害を受けた農業者においては、農業経営等に支障を来すことが懸念されるため、資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等が図られるよう、関係金融機関等に特段の配慮を依頼する通知を发出了しました。